

会務月報

第369号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成25年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成25年9月13日（金）13:30～16:25
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数34名、出席数32名
4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

- 会 長 三栖邦博
- 副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端隆、西村武
- 専務理事 高津充良
- 常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡学、宮原克平
- 理 事 秋野卓生、浅野善治、上原伸一、岡本賢、
奥田修一、金子敏夫、北泰幸、河野久、
佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、富田裕、
中山茂樹、新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、
村山高文、横須賀満夫
- 監 事 栗原憲昭、林陽郎
- 事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教育・情報
担当課長、吉田茂調査役

欠席者

- 理 事 森野美徳、吉田敏
- 監 事 外木場久雄

5. 議 事

- (1) 議長の選任 三栖邦博会長が議長に選任された。
- (2) 議事録署名人の選任
定款第45条第2項の規定により、議事録署名人に以下の者が選任された。

三栖邦博会長、栗原憲昭監事、林陽郎監事

(3) 議決事項

- 1) 常任理事会専決事項の承認の件（6月19日常任理事会決定）

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の①及び②について一括して説明がなされた。

①平成25年度日事連建築賞表彰受賞者の決定の件

資料1により次の趣旨の説明がなされた。

今年度は、一般建築部門67点、小規模建築部門90点の合計157点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、28単位会から一般建築部門25点、小規模建築部門25点の合計50点の建築作品が日事連に応募された。

第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門4作品、小規模建築部門4作品について現地審査を行った。

現地審査は5月8日から6月7日にかけて行い、その結果を踏まえ6月7日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行った。

②平成25年度年次功労者表彰受賞者の決定の件

資料2により次の趣旨の説明がなされた。

平成25年度年次功労者表彰候補者については、表彰規程に該当する者が単位会推薦35名となっている。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、北海道会か

らは特別の事情（理由書添付）により2名となっている。

なお、①及び②の表彰は、平成25年8月9日開催の第37回建築士事務所全国大会式典で行った。

以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案の承認について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1及び資料2のとおりこれを承認した。

2) 平成26年度第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施会場等の承認の件

宮原総務・財務委員長及び事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

財政検討特別委員会での検討結果報告（平成24年11月29日理事会承認）を踏まえ、平成26年度全国大会（東京開催）の参加費、人数及び会場等を調査検討した。

平成26年度より、式典及びパーティの参加費を地方開催と同様にすることで、大会参加費の適正化を図り、全国大会の収支を改善させる。従来の式典とパーティ合わせて12,000円を16,000円とする。具体的な参加費及び参加人数は、今後設けられる全国大会実行特別委員会で検討する。

会場については、過去の参加人数と実施会場の面積等を勘案した結果、大会式典は1,000㎡程度の会場、パーティは800㎡～1,000㎡程度の会場が必要である。また、立地は、全国から集まりやすい東京一品川・東京一四ツ谷沿線の範囲内で、式典会場とパーティ会場は同一施設内または近接しており、予約が可能であること。さらに、経費、運営等では、できるだけ昨年よりも会場費等が安価で、建築賞パネル展示のスペースがあり、照明・音響操作、舞台運営等の施設スタッフが整っていることを条件に会場を比較検討した。

以上の条件を満たす会場は、帝国ホテルとグランドプリンスホテル新高輪（国際館パミール）の2会場であり、資料のとおり会場費及び料飲費の見積もりで低額と見込まれる帝国ホテルで実施したい。なお、両会場とも平成26年10月3日（金）で仮予約済みである。

議長より、実施日及び会場について諮ったところ、異議なく、平成26年10月3日、帝国ホテルとすることを承認し

た。

(4) 報告事項

1) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料4によって次の趣旨の概要報告がなされた。

7月16日の第7回建築基準制度部会に向けて、6月20日付けでJIA、日建連、士会連合会及び日事連の四会の委員連名で「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」についての共同意見書を提出した。その内容は、①構造適判に関する事前相談の推進、②構造適判機関の指定の合理化、③構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度、④構造適判の対象建築物の見直し、⑤確認済証等が失効した具体的な事例の提示要望、⑥改修設計の建築士関与の義務化についてである。また、同制度部会では、構造計算適合性判定機関等へのヒアリング、木造建築関連基準等へのあり方が協議され、今後の検討の方向性などが示された。

今後の建築基準制度部会は、第8回を10月2日、第9回を10月28日に開催し、今後の建築基準制度のあり方（案）について意見交換し、年内を目途に「今後の建築基準制度のあり方について（第二次報告）」をとりまとめる予定と聞いている。

2) (仮称) 建築士事務所法の取組状況について

会長、八島副会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法の取組状況について、資料5によって次の趣旨の概要報告がなされた。

日本建築士会連合会（士会連）及びJIAとの三会意見交換会を次のとおり開催した。7月2日の第4回意見交換会では、賠償責任保険加入等の努力義務、建築士事務所協会への入会等及び建築士事務所の業務に関する紛争審査会の設置について意見交換を行った。賠償責任保険については努力義務について賛同を得るとともに、さらに別途、3会で勉強会を設置して整理していくこととなった。8月2日の第5回意見交換会では、士会連が提案する建築士法改正及びJIAの第1回から第4回の三会意見交換会に対する意見がそれぞれ

れ説明され、意見交換を行った。士会連の提案は、携帯型免許証明書への切り替えとその更新制、インターネットによる建築士の検索、建築士定期講習の再構築及び建築士の受験資格要件の緩和等である。J I Aは、設計等の業を行うに当たり建築士事務所登録をすること、書面による契約及び一括再委託の禁止の拡充には賛成だが、不当な要求の禁止、不当に低い報酬による契約の禁止及び建築士事務所の名称等の制限は法制度化になじまないとの意見である。また、団体への当然加入については、設計3会のフェデレーションを作り、3会のいずれかに加入する方法等が考えられるとのことである。これまでの検討の取りまとめについて大詰めの調整段階となっているが、特に団体入会の問題、新法か法改正かなどが大きな争点となっており、次回第7回意見交換会を9月25日に開催する予定である。なお、法律制定には、日事連単独ではなく設計界の共通した要望であることが望ましいとの見解が議員連盟側から示されている。

この報告に関して、次のような意見が出された。

①富田理事

建築主との契約に当たって、法令の遵守という文言をどこかに入れてはどうか。

—今回、「法令を遵守し」と言う文言が提案から削除された理由は、建築士でない開設者にまで、建築法令の遵守を求めるのは書きすぎではないかと他会から指摘されたためであるが、今後さらに検討したい旨、八島副会長から回答がなされた。

②浅野理事

業の適正化に加えて建築士制度の適正化もやりたいという内容になってきたが、基本スタンスを明確にすべきである。どちらに重点を置くかで、新法とするか法改正とするか、国会議員の対応が変わってくる可能性がある。

③河野理事

団体への入会については、いずれかの団体に入会すればよいというようなことは、法律に書く事項ではない。事務所の開設者は事務所協会、建築士は資格者団体に入会するというこ

とが当然であり、団体がどのような役割を演じるのか表現を考えた方がよい。

④岡本理事

独立法か法改正かまたは執行部に一任か、理事会の意志決定を諮る必要があるのではないか。

議長より、できれば独立法が望ましいが、三会の共同提案としてまとめるために法改正もあり得るということを含み、他団体との交渉等執行部に一任してほしい旨諮ったところ、異議なく承認した。

3) 構造設計Q&A小委員会の設置について

泉谷業務・技術委員長より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

2005年の「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」発行後、2007年の建築基準法改正による建築基準関係規定の厳格化とともに、構造計算適合性判定制度が導入され、設計者は設計業務に加えて、審査の質疑対応に多大の労力と時間を費やされ、審査の円滑化が切望されている。

今般、2007年版「建築物の構造関係技術基準解説書」（通称「黄色本」。国土交通省・国土技術政策総合研究所・建築研究所・日本建築行政会議監修。以下「解説書」とする）の改訂を契機に、「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」を新たな法改正に基づいて見直し、実務を行う場合には、「解説書」による法令等の解説だけでは不十分であることから、設計上の補完すべき事項のQ&Aを追加し、建築主事等と設計者との質疑の円滑化を目指すこととした。

そこで、構造技術専門委員会のもとに構造設計Q&A小委員会を設置し、検討作業・原稿作成作業を行うこととした。作業体制は、2005年版作成時に倣い、東京部会と大阪部会に分かれて作業を行う。原稿完成は12月末、改訂版の完成は平成26年3月末を目指し、改訂版完成後に講習会を実施する予定である。

4) 既存住宅インスペクション・ガイドラインを踏まえた今後の展開について

泉谷業務・技術委員長より、資料7によって次の趣旨の報

告がなされた。

①国土交通省では、6月に示した既存住宅インスペクション・ガイドラインの方針により、今後作られるインスペクション検査人登録制度と日事連及び住宅金融支援機構が手掛ける「フラット35（中古住宅）に係る適合証明技術者」の2つの制度を合わせて実施することを検討している。宅建業者以外の個人間売買用保険は、瑕疵担保保険を義務付けていないが、代わって検査事業者（検査機関）が現況検査を実施し、買主の損害に対する保証責任を負い、保険法人が保険を引き受けている。今後、個人間売買用保険は、従来の検査事業者が行う検査・保証の制度を残しながら、現況検査を行うためのインスペクション検査人として登録した建築士事務所が、検査事業者として直接売買契約の対象の住宅を検査し、保証書も買主へ渡せるような制度とするようである。

現状の「既存住宅売買瑕疵保険における現況検査を行う登録事業者」は、保険法人の審査を受けて同法人から登録証が交付されている。一方「フラット35（中古住宅）に係る適合証明技術者」は、講習の受講のみで登録証を交付されている。新しい制度によるインスペクション検査人登録は、講習を義務化して保険法人が受講者に登録証を交付する予定である。今後、適合証明技術者の登録で行う講習とインスペクション検査人登録制度で行われる講習をできるだけ同じ内容のものとし、来年度以降、それぞれ2つの講習を整合させ、適合証明技術者の登録受付時にインスペクション検査人の登録もできるよう、国土交通省住宅生産課、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会、日事連及び住宅金融支援機構において検討を行っている。

なお、先行して国土交通省住宅生産課及び（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会では、試行的に今年11～12月にかけて主要都市でインスペクション検査人登録制度の講習を開催する予定である。

②国土交通省は、耐震性を満たした新築住宅を「長期優良住宅」と認定する制度を平成21年度から設けている。これは、認定を受ければ、固定資産税の軽減期間が長くなり、木

造であれば国が補助するものである。新築住宅の需要が減少する中で、国のストック重視の住宅政策への転換（住生活基本法の制定）に伴い、平成26年度から既存住宅にも認定を広げ、リフォームして耐震や省エネ等の性能を高めた既存住宅に「長期優良住宅」として認定していくこととしている。既存の長期優良住宅を認定していくには、現在、増改築に係る基準がないため、国が「既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に係る検討会」を設置し、検討を開始したところである。日事連からは業務・技術委員会の荻原幸雄委員（千葉会）を検討会に委員として派遣している。

③上記①、②の検討状況等、国の住宅政策として既存住宅に対する施策が強化される動きに対して、機動的に検討できるようにするため、業務・技術委員会のもとにワーキンググループを設置する方向で検討したい。

5) 耐震改修促進法一部改正の施行に向けた取り組みについて

専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省住宅局より、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案」及び「同法律の一部を改正する法律の関連告示案」に関するパブリックコメントの募集が、それぞれ9月17日及び9月22日迄実施されている。

改正法では、病院、店舗、旅館等床面積5,000㎡以上の大規模建築物の所有者には、耐震診断を義務付ける。政令案では、耐震診断義務の対象を昭和56年5月以前の旧耐震診断基準で建てられたもので、病院、体育館、幼稚園、小学校等用途に応じ規模を定めた。省令案では、耐震診断の品質を確保するため、診断実施者を国の登録耐震診断資格者講習を経て、国土交通大臣の認定を受けた建築士等の有資格者に限定し、所管行政庁は耐震診断結果をインターネットで公表するとした。

告示案では、法に基づく指導等の実施の他、相談体制の整備及び情報提供の充実を掲げ、耐震改修支援センター等と連携し相談体制の構築並びに診断実施者の名簿や診断・改修費用の判断材料となる事例集も作成し、ホームページ等で公表

するとした。

この相談体制の構築に関し、先般、(一財)日本建築防災協会より、全国に耐震診断・耐震改修相談窓口を単位会に設置してほしいとの協力依頼が日事連宛なされた。詳細は、今後調整する。

6) 会員・構成員異動報告

平成25年5月末、6月末、7月末及び8月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料9のとおり。

平成25年5月31日現在 正会員46団体
構成員14, 947事務所、賛助会員3社

平成25年6月30日現在 正会員46団体
構成員14, 933事務所、賛助会員3社

平成25年7月31日現在 正会員46団体
構成員14, 941事務所、賛助会員3社

平成25年8月31日現在 正会員46団体
構成員14, 945事務所、賛助会員3社

<配付資料>

- 資料1：平成25年度日事連建築表彰受賞作品
- 資料2：平成25年度年次功労者表彰受賞者の決定について
- 資料3：平成26年度第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施会場等について
- 資料4：社会資本整備審議会建築分科会第7回建築基準制度部会議事次第他
- 資料5：「(仮称)建築士事務所法」に関する取組状況について
- 資料6：「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」の改訂版の作成作業にかかる構造設計Q&A小委員会の設置について
- 資料7：既存住宅インスペクション・ガイドラインを踏まえた今後の展開及び既存住宅にかかわるワーキンググループの設置について
- 資料8：建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案について（概要）他
- 資料9：会員・構成員異動報告書

■第4回 教育・情報委員会議事概要

日 時 平成25年10月4日（金）13：30～16：00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 朝岡 市郎

副委員長 横須賀 満夫

委 員 池田 匠、坂本 忠志、松岡 由紀夫、
西森 敬祐、川崎 安彦

担当副会長 上野 浩也

事務局 高津 充良、前田 敏明、吉田 茂、市川 貴之、
夏目 浩行

欠席者 尾添 信行

<配付資料>

前回議事録

資料1：法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の実施状況等について

資料2-1：建築士定期講習実施計画作成にあたってのアンケート調査結果（建築教育センター資料）

資料2-2：建築士定期講習 受講促進案内（DM）について（建築教育センター作成資料）

資料3-1：平成25年度「建築士事務所の管理研修会」実施結果一覧

資料3-2：「建築士事務所の管理研修会」の知事指定状況及び年間実施計画一覧表

資料3-2参考：管理研修会 受講者確保に係るアンケート調査結果一覧

資料3-3：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の目標受講者数について

資料4：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」理解度確認チェックについて

資料5-1：単位会で実施の研修会の教材及び運営方法に関するアンケート調査結果一覧

資料5-2：他の建築関係団体等が実施する講習・研修等との連携等について

別紙1

↳ : 講習・研修の具体的事例の参考資料

別紙12

資料6 : 建築CPD情報提供制度への建設業振興基金の入会について

資料7 : 第9回産学連携建築教育連絡会議について

資料8 : 平成25年度 膜構造・施設見学会 企画(案) (委員会限り)

議 事

1. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況及び計画等について

(1) 法定講習の実施状況について

資料1により、事務局から法定講習実施状況をはじめ、平成25年度第4期講習(平成26年1月~3月実施)の受付開始時期、両法定講習の平成25年度の年間実施計画等についての概要説明に併せ、「建築士定期講習については、ある程度の収益が見込める講習であるため、各ブロック協議会において、構成単位会に積極的に取り組んでいただきたい」旨の発言があった。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・年間実施計画の一覧を見ると、未だに建築士定期講習に取り組んでいない単位会が多い。建築士会に任せるのではなく、事務所協会も取り組むべきではないか。
- ・建築士会との過去の取り決めがあり、建築士定期講習を開催することは難しいのが実状である。
- ・事務所協会が建築士定期講習を全く開催していない状態が続くと、同講習は建築士会が開催するものとして固定化されてしまい、将来的に事務所協会の開催が困難になってしまうのではないか。
- ・法定講習の消費税対応について、建築教育センターと協議しておく必要がある。

(2) 建築士定期講習実施計画策定にあたってのアンケート集計結果について

続いて、事務局から資料2-1により、3年前に建築教育センターの同講習を受講した者の再申込み率が高い単位会

や新規の受講者数が多い単位会が受講者を確保するため、どういった工夫をしているかを調査した、受講者確保に関するアンケート調査結果の報告があった。

また、資料2-参考により、建築士定期講習の受講促進案内(DM)について、受講者確保のための今年度からの取り組みとして、受講対象者で、秋時点で建築士定期講習を未受講の者に受講を勧める案内ハガキを、建築教育センターから送付することになった旨の説明があった。

(3) 「建築士定期講習」の県庁所在地以外における小規模講習の実施等について

資料2-2により、建築士定期講習の県庁所在地以外における小規模講習(以下、「地方小規模講習」)の実施について以下の説明がなされた。

これまでの建築士定期講習では、15名以上受講者が集まらなければ講習を実施できないルールとなっていたが、今回の仕組みでは、最低開催可能人数が10名以上に緩和されているのが特徴である。また、会場費についても、従来の小規模講習では、上限単価(①受講者数49名~30名=1人あたり1,000円、②受講者数29名~15名=1人あたり800円)に、実績(受講者数)を乗じた金額による精算であったものが、この地方小規模講習では、計画段階で1人あたり800円以内に収まることを条件に実費精算されることとなった。なお、DVD講義が必須等の制限がある。

以上の説明の後、委員から次の意見等が出された。

- ・現実的に事務局の手間が非常に大きくなることが考えられるため、実施は難しいのではないか。
→あくまでも今年度第3期・第4期での試験的な取り組みであり、活用は単位会の裁量に委ねる旨事務局から回答がなされた。
- ・県内主要都市へのアクセスが困難な地域では希望者が存在するかもしれない。

2. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施状況及び計画等について

事務局より、資料3-1により、平成25年度の開設者・

管理建築士のための建築士事務所の管理研修会（以下、「管理研修会」）の9月末までの実施状況について報告があった。

次に、資料3-2により、管理研修会の知事指定状況・平成25年度の年間実施計画についての報告に併せ、「本委員会開催時点（10月4日）で、同研修会の知事指定を得ている単位会は、22単位会となっており、指定を得られる見込みの単位会が3単位会となっている。行政の中には、全国の知事指定数が一定数に達すれば、検討するというところもあるため、今後も知事指定要望を継続していくことが重要となる」旨の説明があった。

続いて、資料3-2参考により、平成24年度に管理研修会を実施した単位会を対象に実施した受講者確保に関するアンケート調査結果についての説明があった。

最後に、資料3-3により、管理研修会の目標受講者数の目安について事務局より以下の説明がなされた。

登録事務所数を事務所登録の更新間隔である5で割り、1年間に事務所登録を更新する凡その事務所数を計算し、その内の半分の方々に同研修会を受講していただくことを目標として数値を設定している。あくまでも参考として作成しているものである。

以上の説明後、各委員から以下の意見が出された。

- ・会によって事情は異なると思うが、事務所協会は管理研修会の知事指定に関する要望を行っているものの、建築士会は、自らの研修の知事指定要望活動を実施していない。共同で要望することも効果的ではないか。
 - ・近隣の単位会と協力して行政に要望することも有効ではないか。
 - ・アンケートについて、各単位会の会長は目を通しているのだろうか。回答を見ると、会長が回答しているとは考えにくい内容が含まれている。会長と相談の上、回答するよう注意書きを入れておいた方がよいのではないか。
3. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の理解度確認チェックについて

事務局より、資料4を用いて、単位会から修了考査の導入

により研修会の厳格性を高め、知事指定要望活動の一助としたい旨の依頼を踏まえ作成した、管理研修会の理解度確認チェック（案）についての説明がなされた。

理解度確認チェックの概要については、以下のとおり。

- ・原則として、理解度を確保するために実施するものであり、採点等は行わず解説を配布する形を想定している。
 - ・実施を強制するものでなく、導入の有無については単位会の裁量とする。
 - ・理解度確認チェックの名称・実施時間・問題数等についても任意で設定可能とする。
 - ・理解度確認チェックの問題は、応用編部分については、各単位会によって研修会で採り上げる部分が異なるため、全ての研修会の共通項目である基礎編から作問している。
- 以上の説明後、各委員から次の意見が出された。
- ・単位会に提供する際は、あくまでも導入は任意であるということ強く打ち出すべきではないか。
 - ・理解度確認チェックを実施すると、受講者が減少するのではないか。
 - ・手間がかかるため、導入すれば単位会事務局の負担が増加する。
 - ・厳格に管理研修会を実施したいという単位会のために提供すればよいのではないか。
 - ・行政への知事指定要望の材料の一つとして使える場合もあるのではないか。

以上の議論の後、単位会に理解度確認チェックを単位会に提供してよいか諮ったところ、異議なく了承された。

4. 新たな研修の企画推進等について

事務局より、資料5-1により、単位会で実施している研修（講習）に関する教材・運営方法等についてのアンケート調査結果の報告があった。

続いて、資料5-2により、他の建築関係団体が実施する講習・研修との連携等について、各団体の実施している講習・研修の内、連携が可能と思われるものの調査結果の報告に併せ、以下の説明があった。

他の建築関係団体と連携して研修を全国規模で開催することは、関係団体としては集客の予想がつかないため、二の足を踏む場合も考えられる。そこで、先ず、各委員が所属ブロック協議会で上記講習について紹介し、各機関と協力して開催してみたいという単位会があれば試験的に開催する形を考えている。そして、その結果を踏まえて今後の対応を検討していきたい。開催を希望する単位会があれば日事連事務局に連絡していただきたい。

委員からは以下の意見が出された。

(単位会のアンケート結果について)

- ・地域性が強いものが多く、テキストや資料についても講師が作成しているものが多い。全国規模でというのはやや馴染みにくいのではないかと。調査結果は参考にしてもらえればよいのではないかと。

(建築関係団体との共同で開催する研修について)

- ・BIM講習ということであれば、希望する単位会もあるのではないかと。
 - ・BIMは、ソフト会社によって操作方法が異なるため、中立的な立場の機関の研修があればよいのではないかと。
- 以上の協議の後、委員長より対応について諮ったところ、異議なく了承された。

5. 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料6により、建築CPD情報提供制度への一般財団法人建設業振興基金（以下、「建設業振興基金」）の入会に関して、本年8月7日より建築施工管理技士についても本制度に参加できるようになった旨の説明があった。また、併せて事務局より、和歌山県における建築CPD情報提供制度の制度利用について、10月1日より総合評価方式設計の入札で採用が開始されているとの報告があった。

委員からは以下の意見が出された。

- ・行政の中でも、CPD制度は未だ十分に理解されていない。官に対して有効性をさらに要望していくべきではないかと。特に、県庁所在都市以外ではまだまだCPD制度に関する理解が進んでいないと思われる。

- ・行政の中でも建築CPD情報提供制度の活用が認められる都道府県等は増加している。
- ・CPD単位を取得できる講習会を数多く実施できるのは、自身の県では事務所協会か建築士会しかない。数多くCPD単位を得られる講習を実施すれば会員の獲得にもつながるため、PRもしっかりやる必要がある。

6. 産学連携教育連絡会議について

事務局より、資料7により、9月30日に開催された第9回産学連携建築教育連絡会議の概要について、2012年度の大学院インターンシップの受講状況に関するアンケート調査結果及び就職活動時期に関する経団連指針に対する意見と建築系教育会からの要望（案）等についての概要説明があった。また、「就職活動時期に関する要望（案）については、実際に産業界に対して要望するかどうかの最終的な結論は出ず、今後も検討していくこととなっている」旨の説明があった。

7. その他

平成25年度膜構造・施設見学会の企画案について、情報提供として事務局から資料8を用いて以下の説明があった。

当見学会については、試験的に東京で実施するもので、結果を踏まえて大阪等全国での開催も考えていきたい。平成26年の2月～3月に開催を計画しており、参加費は無料で、都内の膜構造を含んだ建築物を見学するというものである。士会連合会にも同じ話をする予定である。少なくとも日事連としては、なんらかの形で関係性を構築しておけばと考えている。

委員からは以下の意見が出された。

- ・膜構造建築物の少ない県については、将来的な共催は難しいのではないかと。
 - ・日事連が共催として、関係を作っておけば今後につながるのではないかと。
- 協議の結果、当面は日事連で共催もしくは後援をする方向で調整を進めていくこととした。

次回委員会 平成26年2月5日（水）13:30～16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成25年

- 12月18日 JAAF-MST維持管理WG
- 19日 基本問題検討特別委員会
- 26日 四会約款調査研究会運営委員会WG

■第5回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

1. 日 時 平成25年9月13日（金）11:00～11:30

2. 場 所 日事連会議室

3. 出席者 ○印は出席者

会 長 ○八島 英孝（福岡）
 幹 事 長 ○山下 卓治（鳥取）
 会計責任者 ○上野 浩也（京都）
 職務代行者 ○北野 芳男（日事連）
 幹 事 ○西村 武（北海道）
 ○田畑 光三（福島）
 ○大内 達史（東京）
 ○宮原 克平（埼玉）
 ○田端 隆（三重）
 ○朝岡 市郎（愛知）
 ○泉谷 良宏（奈良）
 ○富岡 学（香川）
 ○後藤 明夫（宮崎）

（特別出席）日事連会長○三栖 邦博（日事政研相談役）

事 務 局○市川 貴之

4. 議長

八島会長

5. 議事録署名人

八島会長、朝岡幹事

6. 議事

（1）第23回参議院議員選挙の結果について

事務局より、資料1により去る7月21日に実施された第23回参議院議員選挙の結果等についての概要説明に併せ、日事政研として推薦・支援した若狭勝候補については、次点となったため、今後繰り上げ当選の可能性のある旨の説明があり、了承された。

（2）平成25年度第17回建築士事務所政経フォーラムについて

事務局より、資料2により平成25年度第17回建築士事務所政経フォーラムの実施方法等（案）について概要説明がなされた。

幹事からは、「日事連として今もっとも重要な案件である（仮称）建築士事務所法に関するテーマが望ましいのではないか」、「最近の日事連の外部理事の講演が続いたため、今回は久々に国会議員に要請してはどうか」等の意見が出された。

協議の結果、今回の政経フォーラムについては、自民党建築設計議員連盟の事務局長である山本有二衆議院議員に要請することとし、講演テーマ等の詳細については、八島会長に一任することとした。

（3）その他

八島会長から、議連の総会を本年2月に開催後、随分と時間が空いてしまった。衆院選及び参院選で当選し、新たに議連に入会した国会議員については、未だ初回の会合を持っておらず、何らかのフォローが必要になると考えられる。但し、議連の総会を開催するとしても、単体会・単位政研から会長等の幹部が出てくる時でなくては、国会議員も出席してもらえないため、来る12月5日に開催予定の全国会長会議の前後に議連総会を開催してはどうかと思う旨の発言があった。

引き続き協議の結果、会長会議の翌日の方が望ましいとの意見が大勢を占めたため、その方向で、今後、山本有二議連事務局長等とも相談の上、議連総会を開催する方向で調整していくこととした。

最後に事務局より、自民党建築設計議員連盟の議員加盟状況等について報告があり、了承された。

（配布資料）

前回議事録

資料1：第23回参議院議員選挙（7/21）の結果について

資料2：平成25年度第17回建築士事務所政経フォーラムについて（案）

参考1：自民党建築設計議員連盟名簿（平成25年6月3日時点）

参考2：日事政研会則